

ふるさと納税ポータルサイトの利用におけるキャッシュレス決済を活用した 指定納付業務仕様書

この仕様書は、ふるさと納税ポータルサイトにおいて、キャッシュレス決済により、寄附者から納付の委託を受けた寄附金を県に納付する業務（以下「納付業務」という。）において、必要となる仕様を示したものである。

1 業務開始時期

令和5年4月1日

2 キャッシュレス決済方法

キャッシュレス決済方法は提案によることとするが、以下については、必ず対応すること。

(1) クレジットカード

「VISA」「MasterCard」「JCB」「American Express」「Diners Club」

(2) 電子マネー決済

「Amazon Pay」「楽天ペイ」「PayPay」「au PAY」

(3) その他

「ネットバンク支払い」「キャリア決済（ソフトバンク・ドコモ・au）」

3 納付業務

キャッシュレス決済により納付の委託を受けた寄附金については、毎月末日を締日として、翌月末日（その日が金融機関休業日の場合は、その次の金融機関営業日とする。）までに、県が指定する口座（東邦銀行県庁支店別段預金）に納付すること。

4 納付事務に伴う決済手数料

毎月1日～末日の決済総額にそれぞれの決済手数料率を乗じた額に消費税を加算した金額とする。

5 その他

本仕様書に定めのない事項並びに疑義が生じた事項については、県と受託者と協議の上決定する。